

茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、既存住宅の居住性能向上及び長寿命化のためのリフォームを促進し、もって安心して子育てをすることができる住環境の整備、移住及び定住の推進並びに空き家の利活用に資するため、市民等が市内の施工業者を利用して行う住宅のリフォームに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 既存の住宅の機能、性能、安全性、耐久性、居住性等を維持し、又は向上させるために行う改修又は増築（床面積の合計が10平方メートル以内であること。）に係る工事をいう。
- (2) 子育て世帯 第7条の交付申請をする時点（移住者及び定住予定者にあつては、補助対象住宅に居住を開始する時点）において、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯又は出産前で母子健康手帳の交付を受けた者がいる世帯をいう。
- (3) 移住者 補助対象住宅のリフォームの完了後30日以内に当該住宅の所在地を住所として転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入をいう。以下同じ。）しようとする者又は補助対象住宅の所在地を住所として転入し、第7条の交付申請をする時点において転入から1年を経過しない者をいう。
- (4) 定住予定者 第7条の交付申請をする時点において現に市内の賃貸住宅等に居住し、新たに補助対象住宅を取得し、及び当該住宅のリフォームの完了後30日以内に当該住宅の所在地を住所として転居（住民基本台帳法第23条の規定により転居の届出を行うことをいう。）しようとする者をいう。
- (5) 空き家住宅 第7条の交付申請をする時点において居住その他の使用がなされていない状態が1年以上である住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次条に規定する補助対象住宅のリフォームを行う者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 第7条の交付申請をする時点において市内に居住する者（移住者及び定住予定者を除く。）
 - イ 移住者
 - ウ 定住予定者
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者

- (3) 既に他の補助制度（茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱（平成 23 年茅野市告示第 143 号）、茅野市木造住宅耐震・住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱（平成 23 年茅野市告示第 142 号）、茅野市安心快適住宅改修事業補助金交付要綱（平成 27 年茅野市告示第 94 号）、茅野市子育て世帯住宅改修事業補助金交付要綱（平成 27 年茅野市告示第 95 号）又は茅野市空き家住宅改修事業補助金交付要綱（平成 27 年茅野市告示第 93 号）に規定する補助金に関する制度をいう。）による補助を受けていない者（補助対象住宅）

第 4 条 補助対象住宅は、市内の戸建ての住宅（店舗、事務所等との併用住宅にあっては、居住部分に限るものとし、共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 法律 69 号）第 2 条第 3 項に規定する専有部分に限る。）であって、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住の用に供する住宅とする。

（補助対象工事等）

第 5 条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象住宅に係るリフォームであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事業所等を有する法人又は個人の事業者が施工するもの
- (2) リフォームに要する経費から次に掲げる経費を除いた経費（以下「補助対象経費」という。）が 30 万円以上（空き家住宅のリフォームについては、50 万円以上）であるもの
 - ア 住宅に附帯する門、塀、擁壁、車庫、通路等の新設又は修繕に要する経費
 - イ 床、壁又は天井のいずれにも固定されない電化製品等の購入又は部品交換に要する経費
 - ウ 太陽光発電設備設置工事に要する経費
 - エ 国、県及び市から補助、融資等を受けることができる工事に要する経費
 - オ その他市長が補助金を交付することが適当でないとする工事に要する経費

- (3) 申請者が所有権を有しない住宅のリフォームを行う場合にあつては、所有者の同意があるもの

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の交付は、同一補助対象者について 1 回限りとし、補助金の額は、補助対象経費に 10 分の 1 を乗じて得た額とし、5 万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号に掲げる者である場合には、前 2 項の規定により算定した額にそれぞれ当該各号に定める額を加えた額を補助金の額とする。ただし、当該加えた額が補助対象経費の 2 分の 1 を超える場合にあつては、補助対象経費の 2 分の 1 の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助金の額とする。

- (1) 子育て世帯に属する者 10万円
- (2) 移住者 10万円
- (3) 定住予定者 5万円
- (4) 空き家住宅のリフォームを行う者 10万円
(交付申請)

第7条 申請者は、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後のリフォームに係る工事請負契約書等又は見積書の写し
- (2) 変更後の工事概要がわかる平面図
- (3) 変更後の工期がわかる工程表

(変更承認通知)

第10条 市長は、前条の変更の申請があったときは、当該変更内容等を承認するかどうかを決定し、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を中止しようとするときは、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 交付決定者は、リフォームが完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者が発行したリフォームに係る工事代金の領収書の写し
- (2) 工事箇所の写真（リフォームに着手する前の当該工事箇所の写真と同じ箇所の写真）
- (3) 第7条の交付申請をする時点において補助対象住宅に居住していない者にあつては、当該補助対象住宅に転入し、又は転居した後の住民票

(4) その他市長が特に必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第14条 交付決定者は、前条の補助金確定通知書に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、平成31年4月1日以後に着手したリフォームから適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日から施行日までの間にリフォームに着手した者が当該リフォームについて補助金の交付を受けようとする場合にあっては、第2条中「第7条の交付申請をする時点」とあるのは「補助対象住宅のリフォームに着手する時点」と、第12条中「当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに」とあるのは「遅滞なく」とする。この場合において、交付の申請は、令和元年9月2日までに行わなければならない。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

<p>第3条 第1号 アに該 当する 者</p>	<p>(1) 補助対象住宅が所在する土地の案内図 (2) 住民票 (3) 市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書 (4) 所有者の確認ができる書面 (5) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書等又は見積書の写し (6) 工事概要がわかる平面図 (7) 住宅のリフォームに着手する前の当該工事箇所の写真 (8) 申請者が子育て世帯に属することを証する書面（子育て世帯に属する者に限る。） (9) 所有者の同意が確認できる書面（申請者と所有者が異なる場合に限る。） (10) その他市長が特に必要と認める書類</p>
<p>第3条 第1号 イ及び ウに該 当する 者</p>	<p>(1) 補助対象住宅が所在する土地の案内図 (2) 住民票（現に補助対象住宅に居住する者に限る。） (3) 市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書（茅野市内に居住する者に限る。） (4) 所有権を証明できるもの又は売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し (5) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書等又は見積書の写し (6) 工事概要がわかる平面図 (7) 住宅のリフォームに着手する前の当該工事箇所の写真 (8) 申請者が子育て世帯に属することを証する書面（子育て世帯に属する者に限る。） (9) 所有者の同意が確認できる書面（申請者と所有者が異なる場合に限る。） (10) その他市長が特に必要と認める書類</p>

（宛先）茅野市長

申請者 住所 _____
ふりがな
 氏名 _____
 電話 _____

茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書

リフォームの補助金の交付を受けたいので、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

住宅の所在地		
住宅の種類 (いずれかに○)	1 専用住宅	2 併用住宅
住宅の建築年	年	
他の補助等の 活用の有無 (いずれかに○)	1 無し 2 有り(事業名: _____)	
予定工事金額 (見積額)	円(消費税含む。)	
予定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
加算項目 (該当するものに○)	1 子育て世帯 2 移住者 3 定住予定者 4 空き家改修	
施工業者等	名称	
	住所	茅野市
	電話	
備考		

【添付書類】

- | | |
|--|---|
| (1) 住民票(申請者) | (6) 補助対象住宅が所在する土地の案内図 |
| (2) 子育て世帯に属する者のみ…
子育て世帯に属することを証する書面
(住民票又は母子健康手帳の写し) | (7) 着手前の当該工事箇所の写真
(8) 住宅の所有者でない場合は、所有者の同意書 |
| (3) 工事請負契約書等又は見積書の写し | (9) 市税(国民健康保険税を含む。)の納税証明書
(申請者のみ) |
| (4) 工事概要がわかる図面 | |
| (5) 定住予定者・移住者のみ…所有権を証明できるもの(建物の登記事項証明書など)
又は、売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し | |

第 年 月 日 号

様

茅野市長



茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付の条件

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 領収書等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保存しなければならない。

令和 年 月 日

（宛先）茅野市長

申請者 住所
ふりがな
氏名
電話

茅野市住宅リフォーム促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で申請のあった補助金の交付決定の通知を受けた工事について、当該決定の内容を変更したいので、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 前回交付決定額 円
- 2 変更交付申請額 円
- 3 変更内容
- 4 変更理由

第 年 月 日 号

様

茅野市長



茅野市住宅リフォーム促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった内容の変更については、下記のとおり承認したので、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 承認の内容

令和 年 月 日

（宛先）茅野市長

申請者 住所
ふりがな
氏名
電話

茅野市住宅リフォーム促進事業補助金中止届出書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた
工事について当該決定の内容を中止したいので、茅野市住宅リフォーム促進事業補
助金交付要綱第11条の規定により、届け出ます。

記

中止の事由

令和 年 月 日

（宛先）茅野市長

申請者 住所 _____
ふりがな
氏名 _____
電話 _____

茅野市住宅リフォーム促進事業補助金実績報告書

次のとおり、リフォームが完了したので、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

住宅の所在地		
住宅の種類 (いずれかに○)	1 専用住宅 2 併用住宅	
工事金額	円（消費税含む。）	
工事完了日	年 月 日	
加算項目 (該当するものに○)	1 子育て世帯 2 移住者 3 定住予定者 4 空き家改修	
施工業者	名称	
	住所	茅野市
	電話	
備考		

第 年 月 日
号

様

茅野市長



茅野市住宅リフォーム促進事業補助金確定通知書

年 月 日付で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

令和 年 月 日

（宛先）茅野市長

申請者 住所 _____
ふりがな
氏名 _____
電話 _____

茅野市住宅リフォーム促進事業補助金交付請求書

茅野市住宅リフォーム促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 支払請求額 円

2 振込先

振込金融機関	銀行 組合 金庫 農協	本店 支店 本所 支所
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は申請者と同一人としてください。